

# 欧米競争政策の動向のポイント

2021年6月16日 No.15

金子 晃 監修

内 容

## I 米国競争法(政策)

- 1 第5巡回区控訴裁判所、製薬会社 Impax に対する FTC 審決を承認(2021年4月13日)
- 2 司法省、持株会社 Stone Canyon による塩会社モートンソルトの買収について、Stone Canyon 傘下の US ソルトの売却を条件として承認(2021年4月19日)
- 3 司法省、ヘルスケア従業員の賃金を固定化し、また連邦取引委員会の捜査を妨害したとの嫌疑で、二人目の共謀者が訴追を受けた旨を公表(2021年4月19日)

## II 欧州競争法(政策)

- 1 欧州委員会、SSA 債取引カルテルへの関与を理由に投資銀行 5 行に対して総額 2800 万ユーロの制裁金を賦課(2021年4月28日)買収事件
- 2 欧州委員会、欧州国債取引カルテルへの関与を理由に投資銀行に対して総額 371 万ユーロの制裁金を賦課(2021年5月20日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、3件の事件が取り上げられている。1件目はジェネリック薬の参入阻害行為を違法としたFTC審決の取消訴訟である。訴訟では、第5巡回区控訴裁判所がFTC側の主張を全面的に認め、FTC勝訴の判決を下した。2件目は、持株会社Stone Canyonによる塩会社モートンソルトの買収について、司法省がStone Canyon傘下のUSソルトの売却を条件として承認をしたものである。本件の買収総額は約32億ドルである。3件目はヘルスケア分野での労働市場における反トラスト法違反等の事件である。本件においては、理学療法士の賃金についてのカルテルを実施し、また当該行為に対する捜査を妨害しようとしたとの嫌疑で、派遣会社幹部2名が訴追を受けた。

### 1 第5巡回区控訴裁判所、製薬会社Impaxに対するFTC審決を承認(2021年4月13日)<sup>1</sup>

第5巡回区控訴裁判所は4月13日、製薬会社Impax Laboratories, LLC(以下「Impax」という。)に対する連邦取引委員会(以下「FTC」という。)の最終審決を承認する判決を言い渡した。最終審決は、ブランド薬メーカーEndo Pharmaceuticals Inc.(以下「Endo」という。)が発明した持続性オピオイド鎮痛剤・オパナERの安価なジェネリック版への消費者のアクセスを妨げるため、Impaxがジェネリック薬の参入を妨げるという合意を含む特許訴訟の和解協定に参加したとの判断を示した。このような合意はペイフォーディレイ(医薬品特許の侵害訴訟の和解合意に基づき、ジェネリック薬メーカーが一定期間市場参入を遅らせることを条件に、新薬メーカーがジェネリック薬メーカーに対しいくらかを払うこと・訳者註)、又はリバースペイメント(通常の和解では、ジェネリック薬メーカーが新薬メーカーに対しいくらかを払って和解するが、ここでは、逆に、新薬メーカーがジェネリック薬メーカーに対しいくらかを払って和解をする・訳者註)と呼ばれる。和解協定では、Impaxが、Endoから多額の正当化しえない支払を受けるとして条件に、2年半にわたり市場参入しないことを約束した。

グレッグ・コスタ判事は第5巡回区控訴裁判所の判決で次のように述べた。

「FTC委員の全会一致の見解を支持するに足りる十分な証拠が示された。その見解は、より反競争的でない代替手段があったというものである。」

FTCのレベッカ・ケリー・スローター委員長代行は以下の声明を出した。

「私は第5巡回区控訴裁判所がFTCの最終審決を承認したことに感激している。最終審決は、医薬品産業での「ペイフォーディレイ」と呼ばれる取決めが、消費者の利益を害し、また安価なジェネリック医薬品の参入を阻害するとの判断を示した。FTC職員がペイフォーディレイ協定の阻止のために励んできた何十年もの取組に関連して、本件は重要な節目

<sup>1</sup> Press Release, Federal Trade Commission, U.S. Court of Appeals for the Fifth Circuit Upholds FTC's Opinion against Generic Pharmaceutical Company Impax Laboratories, LLC, April 13, 2021.

を示すものとなった。」

最終審決の中で FTC は、Impax と Endo との協定の締結が FTC 法 5 条に違反したと  
の事を、FTC 審査官が立証したと述べた(旧海外ニュース 214 号参照)。最終審決は、D・マ  
イケル・チャペル行政法判事長により下された仮決定を覆した。

最終審決の中で FTC は、Impax がジェネリック薬の発売時期を遅らせたり、発売内容  
を制限したりする如何なる取決めをも他社との間で結ぶのを禁じた。取決めには、ブラン  
ド薬メーカーが自社ブランド薬のジェネリック版(公認ジェネリック薬)を販売しないとの約  
束や、特許訴訟の和解協定締結後の 45 日以内にブランド薬メーカーとの間で結ばれる一  
定の事業上の協定が含まれる。また、最終審決の中で FTC は、Impax がオキシモルフォ  
ン徐放剤間の競争を制限・禁止するような協定を他の徐放剤メーカーとの間で結ぶのも禁  
じた。

FTC は 2017 年 1 月に Impax に対して審判手続を開始した。事件の審判開始決定書によ  
ると、Impax と Endo が 2010 年に違法な合意を形成し、その合意に基づき Impax は Endo  
のオパナ ER のジェネリック版を 2013 年 1 月まで発売せずに競争回避をしていた。その  
見返りとして、Endo は Impax に対して総額 1 億 1200 万ドル(122 億 800 万ドル、1 ドル＝  
109 円)を支払ったとされている。

また、FTC は 2021 年 1 月に、Endo 及び Impax が持続放出オキシモルフォン製剤市場  
における競争を制限したとして、Endo、同社の持株会社 Endo International plc.、Impax 及  
び同社の現所有者 Amneal Pharmaceuticals, Inc.(以下「Amneal」という。)を反トラスト法違  
反の疑いで提訴した(「欧米競争政策の動向のポイント」No.12 参照)。当該訴訟はコロンビア特別  
区裁判所において現在係属中である。

## 2 司法省、持株会社 Stone Canyon による塩会社モートンソルトの買収について、Stone Canyon 傘下の US ソルトの売却を条件として承認(2021 年 4 月 19 日)<sup>2</sup>

司法省は 4 月 19 日、持株会社 Stone Canyon Industry Holdings LLC(以下「Stone Canyon」  
という。)及びその傘下にある事業会社 SCIH Salt Holdings(以下「SCIH」という。)が Morton  
Salt Inc.(以下「モートンソルト」という。)その他の塩会社の買収計画を進めるには、SCIH の  
せんごう塩(窯で炊いて作った塩)事業の全てが譲渡される必要がある旨を公表した。司法省  
は、当初届け出られた買収計画では、3 つ種類のせんごう塩の製造販売市場での競争が実  
質的に減殺されるおそれがあったとの主張を展開した。3 つの種類はシリンダー状容器に  
パッケージされた食卓塩、医薬品グレードの塩、及び大量販売されるせんごう塩である。

司法省反トラスト局は本日、コロンビア特別区裁判所に対して当該計画の差止めを求め

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Stone Canyon Required to Divest US Salt to Acquire Morton Salt, April 19, 2021.

て民事提訴するとともに和解案を提出した。裁判所が和解案を承認すれば、同局の競争上の懸念は解消されることになる。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「アメリカ人は、栄養、医療また衛生目的のためにせんごう塩を含む商品を日常的に使用し、またそれらに依存している。当初届け出られた買収計画では、アメリカの至るところの消費者が価格の上昇と品質の低下に甘んじざるを得ないおそれがあった。本日の和解案の実施によって、消費者、患者また企業はこれらの重要な商品の製造販売を巡る競争から利益を受け続けられるようになる。」

訴状によると、Morton、及び SCIH の完全子会社 US Salt LLC(以下「US ソルト」という。)は、シリンダー状容器にパッケージされた食卓塩を米国で製造販売しているたったの3社の内の2社である。モートンソルトは、食料棚に常備されている当該品を米国で製造販売している最大のブランド品メーカーであり、US ソルトは、シリンダー状容器にパッケージされたプライベートラベルの食卓塩を米国で製造販売している最大のメーカーである。

また、訴状によれば、モートンソルトと US ソルトだけが米国及びカナダにおいて医薬品グレードの塩を生産している。医薬品グレードの塩は、透析治療で使用される透析液、静脈内注入用の塩性溶液その他の医薬品に入っている重要な成分であり、厳格な高純粋基準を満たしていなければならない。

さらに、訴状は、モートンソルト及び US ソルトは大量販売されるせんごう塩の製造を米国東北部地域で行っているたったの主要な3社の内の2社である、と主張している。大量販売されるせんごう塩は、食品加工や化学品製造などの産業で使用されており、加工食品、消毒剤、石鹼、漂白剤などの重要な日用品の製造のために使用されている。訴状によると、本件買収案が実施されれば、これらの大量販売されているせんごう塩の製造を巡るモートンソルトと US ソルト間の競争が消滅し、結果として、価格の上昇、利用可能な供給量の低下、品質の低下及び輸送期間の長期化が生じる蓋然性がある。

本件買収案の実施による競争減殺効果の発生を防ぐため、Stone Canyon 及び SCIH は、それらの子会社 US ソルトを売却することに同意した。US ソルトには、ニューヨーク州ワトキンス・グレンに所在する精製所、及びせんごう塩の生産に使用されるその他の資産が含まれる。US ソルトは100年以上も操業しており、おおむね Stone Canyon 及び SCIH 内の独立した会社として運営されている。提案されている和解案が実施されれば、これらのせんごう塩商品の各市場での競争状況が完全に保たれることとなるであろう。その理由は、Stone Canyon 及び SCIH が営むせんごう塩(シリンダー状容器にパッケージされた食卓塩、医薬品グレードの塩、大量販売されるせんごう塩)事業の全てが US ソルト内に含まれているからである。

Stone Canyon はデラウェア州で設立され、カリフォルニア州ロスアンジェルスに本社を置く持株会社である。Stone Canyon は Kissner Group Holdings を買収し、その後の 2020

年4月にその名称を SCIH へと変更した。

SCIH はデラウェア州法に基づいて設立された法人であり、カンザス州オバランド・パークに本社を構えている。同社は2020年には約10億ドル(約1090億円)の売上を計上した。US ソルトは SCIH の子会社であり、2020年に約9500万ドル(約103億5500万円)の売上を計上した。

K+S Aktiengesellschaft (以下「K+S AG」という。)はドイツ・カッセルに本社を置く化学会社である。K+S AG は2020年には約37億ユーロ(約4921億円、1ユーロ=133円)の売上を計上した。K+S AG の米州塩事業会社 Salt Americas はモートンソルト、K+S Windsor Salt、Sociedad Punta de Lobos を含む複数の子会社を傘下に置いている。

モートンソルトは K+S AG の子会社であり、イリノイ州シカゴに本社を構えるデラウェア法人である。モートンソルトは2020年には約10億ドル(約1090億円)の売上を計上した。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見とともに、連邦官報において公表される。如何なる者でも、その公表の日から60日以内に、和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局国防・工業・航空宇宙課の課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区裁判所は本件同意判決案が公益にかなうか否かの判断を下すことになっている。

### **3 司法省、ヘルスケア従業員の賃金を固定化し、また連邦取引委員会の捜査を妨害したとの嫌疑で、二人目の共謀者が訴追を受けた旨を公表(2021年4月19日)<sup>3</sup>**

司法省は4月19日、テキサス州東部地区連邦大陪審が、反トラスト法違反などを犯したとするテキサス州住民2人に対する優先起訴状(使用中の以前の起訴状に取って代わるもの・訳者註)を同地区裁判所に提出した旨を公表した。優先起訴状は、当該2人が一定のヘルスケア従業員に支払われる賃金の引下げのためのカルテルを実施し、その後に当該行為に対する FTC の捜査を妨害するために共謀を行い、また同共謀に従い捜査を妨害しようとした、と非難している。

裁判資料によると、Neeraj Jindal 及び John Rodgers は、シャーマン法に違反し、他の共謀者とともに2017年において、テキサス州北部で働く一定の理学療法士また理学療法士補助に支払われる賃金について、その引下げを行うことに合意した。テキサス州北部地域にはダラス・フォートワース大都市圏が含まれる。当時、Jidal はテキサス州に本社を置く療法士派遣会社の所有者であり、Rodgers はその会社の臨床ディレクターであった。その会社では、理学療法士の訪問サービスが提供されていた。優先起訴状の中で、同大陪審は、

---

<sup>3</sup> Press Release, Department of Justice, Second Individual Charged with Fixing Wages for Health Care Workers and Obstructing FTC Investigation, April 19, 2021.

両被告が勤めている会社が協定を締結し、その後の数か月間にわたり、当該会社がより低い賃金を払っていたとの主張を展開した。

追加的に、Jindal 及び Rodgers は、FTC の下での捜査において、虚偽陳述をして捜査妨害をするための共謀を行い、また同捜査を妨害しようとした。優先起訴状によれば、Jidal 及び Rodgers は、両者の会社及び他の療法士派遣会社が FTC 法違反を犯したか否かを調べていた FTC の捜査において、共謀を行い、それに従って虚偽のまた誤解を招くような陳述をし、また情報を与えなかったり隠したりした。本件優先起訴状は、Jindal のみを被告として記載されている起訴状が昨年提出されたことに続き、提出されたものである。

司法省反トラスト局リチャード A パワーズ局長代行は以下の声明を出した。

「本日公表された刑事訴追は、反トラスト法を執行するという反トラスト局の継続的な決意を明確に示している。被害者が競争力のある賃金、職業の流動性、また人材を求める雇用者間の競争による利益を享受するアメリカの従業員である場合には、その決意は特に断固たるものである。今回の起訴は、反競争的行為への捜査の完全性を守ることに対し我々がどの程度我々の責務を重要視しているかも示している。捜査が司法省以外の機関によって進められている場合でも、同じことがいえる。」

テキサス州東部地区のニコラス J ガンジェイ連邦検事代行は、以下の声明を出した。

「賃金調整協定は、本質的には、賃金を引き下げ、また労働者から競争力のある給与と諸手当を奪うために労働市場を人為的に操作しようとするものである。本日の訴追は、司法省及びそのパートナー機関がアメリカの労働者に対する搾取と市場の操作について、何もせずにそのまま容認してしまうことはないということを示している。」

連邦捜査局(FBI)刑事捜査局カルビン・シャイバー局長代理は以下の声明を出した。

「本日の訴追は、勤勉なアメリカ人を犠牲にして汚職に手を染めようとする人々に対して、警告のベルを鳴らすようなものである。FBI は、我々の法執行パートナーと密に協力して、不正を暴き、また責任のある個人を罰することに励んでいる。」

シャーマン法違反の罰則の法定上限は、個人の場合には、10年の禁固刑及び100万ドル(約1億900万円)の罰金刑である。罰金の上限額は、犯罪による利得の2倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の2倍の金額の何れかの金額が100万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。成立すると主張されている司法妨害罪の法定上限は、5年の禁固刑及び25万ドル(約2725万円)の罰金刑である。連邦地裁判事は今後、米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した後、量刑を判断することになっている。

本件訴追は、反トラスト局刑事執行第1課によって行われている。捜査には反トラスト局刑事執行第2課及びFBI国際汚職課が協力した。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号では、共謀事件 2 件を取り上げる。

1 件目は、投資銀行 4 行による SSA 債カルテルに対し、総額 2849 万 4000 ユーロ(約 37 億円)の制裁金が賦課されたものである。2 件目は、投資銀行 7 行による欧州国債カルテルに対し、総額 3 億 7100 万ユーロ(約 482 億円)の制裁金が賦課されたものである。

両件とも、投資銀行による似た構図の共謀事件であるが、欧州委員会は両件の摘発を通じて金融業におけるカルテル根絶に向けた決意を表明している。

### 1 欧州委員会、SSA 債取引カルテルへの関与を理由に投資銀行 5 行に対して総額 2800 万ユーロの制裁金を賦課(2021 年 4 月 28 日)<sup>4</sup>

欧州委員会は、Bank of America Merrill Lynch、Crédit Agricole、Credit Suisse に対し、EU 競争法違反を理由に総額 2849 万 4000 ユーロ(約 37 億円、1 ユーロ=130 円換算)の制裁金を賦課した。Deutsche Bank は、本件カルテルの存在を欧州委員会に明らかにしたため、制裁金が賦課されなかった。

上記 4 行は、EEA(欧州経済領域)における米ドル建ての SSA 債(国際機関債や準ソブリン債、政府系機関債など)の取引市場においてカルテルを実施していた。

投資銀行 4 行は、相互に連絡を取り合っている米ドル建て SSA 債部門で働く中心的なトレーダーのグループを通じて本件カルテルに参加していた。債券は発行者が資金調達を可能にする債権の一種であり、発行市場で発行され、金融機関により流通市場において取引される。取引市場では、投資・年金ファンド等の潜在的な顧客が特定の発行者の価格と数量に関する独自の相場情報を入手する目的で、複数の銀行と接触する。債券は通貨ごとに区別されるが、本件は米ドル建ての SSA 債に関するものである。

直接的な競争関係にあるトレーダーは、Bloomberg 端末のマルチのチャットルーム、又はバイのチャットルームにログインするのが通例である。彼らは個人的なつながりを有しており、閉鎖的な信頼の輪が形成されている。彼らは繰り返し自己の取引活動に関する最新情報を交換し、事業上機微な情報を交換し、顧客又は市場に提示する価格を調整することで SSA 債の取引市場における取引活動を斉一にしていた。このような行為は 5 年間にわたり実施され、EEA 全域の流通市場における米ドル建て SSA 債の取引に影響を与えていた。

欧州委員会による調査の結果、特定の顧客や市場に提示する価格の調整に加え、トレー

---

<sup>4</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines investment banks € 28 million for participating in SSA Bonds trading cartel, 28 April 2021.

ダーは次の事項についても合意していた。

- ・互いに競争になる可能性がある時は、入札・公募を控え、市場での入札・公募を停止する。
- ・顧客が複数のトレーダーと取引していることに気づかれることなく、取引を分け合い、顧客の要望に応えるための取引上のポジションを斉一にする。このことは、顧客の選択肢が限れていることを意味する。

4行の行為は、EU 運営条約 101 条と EEA 条約 53 条により禁止される反競争的な事業慣行に該当するものである。

金融商品の取引に影響を与えるカルテル事件に加え、本日の決定は欧州委員会が金融部門を含むすべての市場における反競争的慣行に立ち向かう決意を示すものである。

### 制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて設定された。

欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、対象商品に関するカルテル参加者が得た EEA における売上高、違反行為の重大性、地理的範囲、各行の違反行為への参加期間を考慮した。

欧州委員会の 2006 年制裁金減免告示の下、Deutsche Bank は本件カルテルの存在を明らかにしたため、2150 万ユーロ(約 28 億円)の制裁金全額が免除された。各行に賦課された制裁金額とカルテルへの参加期間は、以下のとおり。

|                               | 制裁金額                     | 参加期間  |
|-------------------------------|--------------------------|---|
| Deutsche Bank                 | 0                        | 2010/1/19-2014/3/28                         |
| Bank of America Merrill Lynch | 1264 万 2 千ユーロ(約 16.4 億)  | 2010/1/19-2012/10/23<br>2014/7/22-2015/1/27 |
| Crédit Agricole               | 399 万 3 千ユーロ(約 5.2 億円)   | 2013/1/10-2015/3/24                         |
| Credit Suisse                 | 1185 万 9 千ユーロ(約 15.4 億円) | 2010/6/21-2015/3/24                         |

なお、本件に対する調査は、Deutsche Bank の制裁金減免申請を受けて 2015 年 8 月に開始されたものである。



## 2 欧州委員会、欧州国債取引カルテルへの関与を理由に投資銀行に対して総額 371 万ユーロの制裁金を賦課(2021 年 5 月 20 日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、Bank of America、Natixis、Nomura、RBS(現 NatWest)、UBS、UniCredit、WestLB(現 Portigon)が、トレーダーのグループを通じて欧州国債(EGB)の発行市場、取引市場におけるカルテルに参加することにより、EU 競争法に違反していたことを認定した。

本件では、総額 3 億 7100 万ユーロ(約 482 億円、1 ユーロ=130 円換算)の制裁金が、Nomura、UBS、UniCredit の 3 行に賦課された。NatWest は、本件カルテルの存在を欧州委員会に明らかにしたため、制裁金が賦課されなかった。Bank of America と Natixis については、違反行為が制裁金賦課の対象期間外に行われたため、制裁金が賦課されなかった。West LB の法的・経済的承継者である Porigon は、最終事業年度において売上高を計上していなかったため、制裁金が賦課されなかった。

投資銀行 7 行は、各社の EGB 部門に勤務し、閉鎖的な信頼の輪の中で活動しているトレーダーのグループを通じてカルテルに参加していた。トレーダーは、主として Bloomberg 端末のマルチのチャットを通じて日常的に連絡を取り合っていた。チャットルームでは、トレーダーが事業上機微な情報を交換していた。トレーダーは、入札に先立ち自己の価格と取引量を相互に情報交換していたほか、顧客又は市場に提示する価格についても情報交換を行っていた。またトレーダーは、ユーロ圏の加盟国が発行市場においてユーロ建ての債券を発行する際、入札前の戦略及び取引市場における取引基準について繰り返し議論し、相互に伝達していた。

本件カルテルの一部は、金融危機の間、より正確には 2007 年と 2011 年にかけて開始され、EEA(欧州経済領域)全域に影響を与えた。

7 行の行為は、価格カルテル等の反競争的事業慣行を禁止する EU 競争法の規定(EU 運営条約 101 条、EEA 条約 53 条)に違反するものである。

金融商品の取引に影響を与えるカルテル事件に加え、本日の決定は欧州委員会が金融部門を含むすべての市場における反競争的慣行に立ち向かう決意を示すものである。

### 制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて設定された。

欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、対象商品に関するカルテル参加者が得た EEA における売上高、ユーロ建ての発行市場・取引市場における金融商品に関連したカルテルを含む違反行為の重大性、地理的範囲、各行の違反行為への参加期間を考慮した。

各行に賦課された制裁金額とカルテルへの参加期間は以下のとおり。

---

<sup>5</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines investment banks € 371 million for participating in a European Governments Bonds trading cartel, 20 May 2021.

|                   | 制裁金額                        | 参加期間                 |
|-------------------|-----------------------------|----------------------|
| Bank of America   | 賦課対象期間外                     | 2007/1/29-2008/11/6  |
| Natixis           | 賦課対象期間外                     | 2008/2/26-2009/8/6   |
| NatWest (RBS)     | 0(全額免除)                     | 2007/1/4-2011/11/28  |
| Nomura            | 1 億 2957 万 3 千ユーロ(約 168 億円) | 2011/1/18-2011/11/28 |
| UBS               | 1 億 7237 万 8 千ユーロ(約 224 億円) | 2007/1/4-2011/11/28  |
| UniCredit         | 6944 万 2 千ユーロ(約 90 億円)      | 2011/9/9-2011/11/28  |
| Portigon (WestLB) | 0(売上高 10%の上限)               | 2009/10/19-2011/6/3  |

各行に対する制裁金は、次の理由により減額又は減免された。

- ・ NatWest は、本件カルテルの存在を明らかにしたため、約 2 億 6000 万ユーロ(約 338 億円)に上る制裁金の賦課を免れた。
- ・ USB は、欧州委員会による調査への協力を理由に、制裁金が 45%減額された。
- ・ Portigon の 488 万 8 千ユーロ(約 6.3 億円)の制裁金がゼロとなったのは、EU 競争法違反行為に対する制裁金額は年間売上高の 10%を超えることはできないとされているところ、同社の最終事業年度における売上高がゼロであったためである。
- ・ Bank of America と Natixis の両行は、欧州委員会が調査を開始する 5 年以上前に本件カルテルから離脱したため制裁金が賦課されなかった。よって両行は対象期間外となったが、このことは欧州委員会による違反行為への関与の認定を妨げるものではない。Natixis は、制裁金減免プログラムの下、欧州委員会に協力を行った。

なお、本件に対する調査は、NatWest(当時の RBS)による制裁金減免申請を受けて 2015 年 7 月に開始された。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)